

総合評価の落札者決定基準(評価項目及び配点)

各項目の基準日は、別に規定する場合を除き公告日現在とします。
(公告日現在で、実績・資格等その事実が確定していることとします。)

※ 技術者要件の評価がある場合、電子入札システム・評価点申請画面で技術者等の氏名を必ず記載すること。

評価項目		配点	評価点の算定方法																				
価格点		93.0点	入札金額が調査基準価格を下回る入札については次の式を用いる。 価格点＝配点×入札価格／調査基準価格[小数点以下第3位四捨五入2位止め] 入札金額が価格点基準価格を上回る入札については次の式を用いる。 価格点＝配点×価格点基準価格／入札価格 [小数点以下第3位四捨五入2位止め] ※1 調査基準価格とは、受注希望型競争入札に係る低入札価格調査制度事務処理試行要領第4第2項による低入札価格調査基準価格とする。 ※2 価格点基準価格から調査基準価格の範囲内の入札価格を価格最高点とする。なお、価格点基準価格とは、受注希望型競争入札に係る低入札価格調査制度事務処理試行要領第4第2項(2)に定める低入札価格調査基準価格又は同要領第4第2項(3)に定める基準算定基礎額(建設工事)のことをいう。ただし、同要領第4第2項(3)の場合には、価格点基準価格の下限値は低入札価格調査基準価格と同額とする。 ※3 入札価格とは、各応札者の入札価格とする ※4 応札額が予定価格(消費税及び地方消費税を除く)を超えた者、低入札調査試行要領に基づき失格基準価格未満で失格となった者及び受注希望型競争入札実施要領に基づき無効となった者を除いて計算する。																				
価格以外の評価点	工事成績	2.0点	評価点＝ 2点×(工事成績点－65)／(最高工事成績点－65) [小数点以下第3位四捨五入2位止め] ※1 工事成績点は、入札者の長野県発注工事の過去2か年に竣工した工事の工事成績評定点を単純平均して求める。なお、過去2か年の件数が5件未満の場合は過去4か年とする。[小数点以下第1位四捨五入整数止め] なお、評価対象業種は土木一式工事です。 <table><tr><th>工事成績点の対象となる過去2か年の期間</th><th>公告日</th></tr><tr><td>令和6年1月1日から令和7年12月31日まで</td><td>令和8年4月1日～令和8年6月30日</td></tr><tr><td>令和6年4月1日から令和8年3月31日まで</td><td>令和8年7月1日～令和8年9月30日</td></tr><tr><td>令和6年7月1日から令和8年6月30日まで</td><td>令和8年10月1日～令和8年12月31日</td></tr><tr><td>令和6年10月1日から令和8年9月30日まで</td><td>令和9年1月1日～令和9年3月31日</td></tr><tr><th>工事成績点の対象となる過去4か年の期間</th><th>公告日</th></tr><tr><td>令和4年1月1日から令和7年12月31日まで</td><td>令和8年4月1日～令和8年6月30日</td></tr><tr><td>令和4年4月1日から令和8年3月31日まで</td><td>令和8年7月1日～令和8年9月30日</td></tr><tr><td>令和4年7月1日から令和8年6月30日まで</td><td>令和8年10月1日～令和8年12月31日</td></tr><tr><td>令和4年10月1日から令和8年9月30日まで</td><td>令和9年1月1日～令和9年3月31日</td></tr></table> ※2 最高工事成績点は、全入札者中で工事成績点が最高の者の点数とする。 ※3 工事成績点が86点以上の場合、工事成績点及び最高工事成績点を86点として計算する。(評価点の計算において、86点を上限とする。) ※4 工事成績点が65点の場合及び過去4か年に工事成績評定点がない場合の評価点は0点、65点未満の場合の評価点はマイナスとする。 ※5 森林整備業務に係る工事成績評定点は、算定対象としないものとする。 ※6 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領別表1－1(粗雑工事、契約違反)に該当し、第6により通知された入札参加停止期間の最終日が見直し基準日の3か月以前から3か月遡った間に含まれる場合、工事成績評定点を0点とする。	工事成績点の対象となる過去2か年の期間	公告日	令和6年1月1日から令和7年12月31日まで	令和8年4月1日～令和8年6月30日	令和6年4月1日から令和8年3月31日まで	令和8年7月1日～令和8年9月30日	令和6年7月1日から令和8年6月30日まで	令和8年10月1日～令和8年12月31日	令和6年10月1日から令和8年9月30日まで	令和9年1月1日～令和9年3月31日	工事成績点の対象となる過去4か年の期間	公告日	令和4年1月1日から令和7年12月31日まで	令和8年4月1日～令和8年6月30日	令和4年4月1日から令和8年3月31日まで	令和8年7月1日～令和8年9月30日	令和4年7月1日から令和8年6月30日まで	令和8年10月1日～令和8年12月31日	令和4年10月1日から令和8年9月30日まで	令和9年1月1日～令和9年3月31日
	工事成績点の対象となる過去2か年の期間	公告日																					
令和6年1月1日から令和7年12月31日まで	令和8年4月1日～令和8年6月30日																						
令和6年4月1日から令和8年3月31日まで	令和8年7月1日～令和8年9月30日																						
令和6年7月1日から令和8年6月30日まで	令和8年10月1日～令和8年12月31日																						
令和6年10月1日から令和8年9月30日まで	令和9年1月1日～令和9年3月31日																						
工事成績点の対象となる過去4か年の期間	公告日																						
令和4年1月1日から令和7年12月31日まで	令和8年4月1日～令和8年6月30日																						
令和4年4月1日から令和8年3月31日まで	令和8年7月1日～令和8年9月30日																						
令和4年7月1日から令和8年6月30日まで	令和8年10月1日～令和8年12月31日																						
令和4年10月1日から令和8年9月30日まで	令和9年1月1日～令和9年3月31日																						
	地域精通度	1.0点	a 阿南町内 :1.0点 b 阿智村、平谷村、根羽村、下條村、泰阜村、売木村、飯田市(旧上村、旧南信濃村)、天龍村内 :0.5点																				

地域貢献度	災害復旧工事の実績	1.0点	災害復旧工事の実績を有する者 :1.0点 ※災害復旧工事は、過去5年間又は現年度に長野県が発注した工事(管内に限る)を対象とする。過去5年間又は現年度の期間とは、入札公告日の前年度末までの5年間と当該年度の入札公告日前日までにしゅん工した工事のことです。 【落札候補者資格審査時の提出書類】災害復旧工事(応急活動)実績調書(様式5-16号)
	災害時応急活動実績	1.0点	県の小規模補修工事当番登録又は小規模維持補修工事等に関する施工体制確認型契約を締結している者のうち、過去5年間又は現年度に該当管内 :1.0点 において発注機関からの依頼を受けて災害時応急活動を行った者 【落札候補者資格審査時の提出書類】災害復旧工事(応急活動)実績調書(様式5-16号)
	地域貢献等の実績	0.5点	長野県の除雪契約(凍結防止剤散布を含む)の実績を有している者 :0.5点 ※除雪契約は令和5年度、令和6年度、令和7年度の契約状況による。 【落札候補者資格審査時の提出書類】発注機関が定める地域貢献の実績調書(様式5-17号)
配置技術者		0.75点	a 40歳未満の主任技術者を配置し、35歳未満の現場代理人を配置する場合 :0.75点 b 40歳未満の主任技術者を配置する場合 :0.5点 c 35歳未満の現場代理人を配置する場合 :0.25点 d 女性の主任技術者を配置し、女性の現場代理人を配置する場合 :0.75点 e 女性の主任技術者を配置し、35歳未満の現場代理人を配置する場合 :0.75点 f 40歳未満の主任技術者を配置し、女性の現場代理人を配置する場合 :0.75点 g 女性の主任技術者を配置する場合 :0.5点 h 女性の現場代理人を配置する場合 :0.25点 ※1 主任技術者と現場代理人を同一人物が兼任する場合は、評価点の高い項目のみ加点(0.5点)とする。 ※2 主任技術者と現場代理人それぞれ別の技術者を配置する場合は、いずれの項目も加点(0.75点)とする。その場合は、価格以外の評価点申請で主任技術者と現場代理人の氏名を記載すること。 【落札候補者資格審査時の提出書類】経歴書
災害時体制		0.5点	経営事項審査の建設機械の保有状況(W7)の加点を得ている者 :0.5点 ※建設機械の保有状況(W7)は、公告日現在で有効な直近の経営事項審査結果通知書により確認する。 ※オペレーターは、自社で3カ月以上(開札日以前)恒常的に雇用していること。 【落札候補者資格審査時の提出書類】経営事項審査結果通知書又は、建設機械の保有状況(災害対応重機)(様式5-18号)
施工体制		-1.0点	下記a、bの点数の合計を加点する。ただしaとbの点数の合計は-1.0点を下限とする a (当初契約金額6,000万円以上の工事件数)×(-0.2点) :0~-1.0点 b (a以外で当初契約金額3,500万円以上の工事件数)×(-0.1点) :0~-1.0点 ※1 工事量は、公告日現在の合計で評価する。 ※2 長野県(知事部局、企業局)発注の建設工事を対象とする。ただし、災害復旧工事は対象としない。 【落札候補者資格審査時の提出書類】手持ち工事量調書(様式5-19号)

	建設キャリアアップシステム	0.25点	当該工事において、建設キャリアアップシステムを活用することを誓約する者:0.25点 ※1 「建設キャリアアップシステムを活用する」とは、建設現場にカードリーダーを設置し、技能労働者の日々の就業履歴を蓄積するとともに、作業員名簿や施工体制の作成等の現場管理にシステムを活用することをいう。 【落札候補者資格審査時の提出書類】建設キャリアアップシステムを活用する誓約書(様式5-20号)
	小 計	7.0点	
	総合評価点	100点	総合評価点 = 価格点 + 価格以外の評価点